

○鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例

昭和59年10月1日

鳥取市条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、海洋センターの設置及び管理並びに利用料金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(本条…一部改正〔平成17年条例97号・29年33号〕)

(設置及び名称)

第2条 市民の体育振興と健康の増進を図るため、鳥取市海洋センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取市B&G海洋センター	鳥取市三津
鳥取市佐治町B&G海洋センター	鳥取市佐治町加茂
鳥取市気高町B&G海洋センター	鳥取市気高町浜村
鳥取市鹿野町B&G海洋センター	鳥取市鹿野町今市

(本条…全部改正〔平成16年条例159号〕)

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にセンターの管理を行わなければならない。

(本条…追加〔平成29年条例33号〕)

(指定管理者の業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) センターの利用に関する業務

- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上市長が必要と認める業務
(本条…追加〔平成29年条例33号〕)

(利用の許可等)

第5条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項に規定する許可に、センターの管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(見出…一部改正・2項…追加〔平成12年条例7号〕、見出・1項・2項…一部改正・旧3条…繰下〔平成29年条例33号〕)

(利用の許可の基準)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認めるとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

(本条…一部改正〔平成10年条例20号〕、見出・本条…一部改正〔平成17年条例97号〕、本条…一部改正〔平成24年条例2号〕、見出・本条…一部改正・旧4条…繰下〔平成29年条例33号〕)

(利用料金)

第7条 センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別表第1又は別表第2に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(本条…追加〔平成29年条例33号〕)

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(本条…一部改正〔平成17年条例97号〕、見出・本条…一部改正・旧6条…繰下〔平成29年条例33号〕)

(利用の許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を制限し、若しくは停止し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (3) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、センターの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあると認めたとき。

(本条…一部改正〔平成10年条例20号・12年7号・14年6号〕、見出・1項…一部改正〔平成17年条例97号〕、見出・本条…一部改正・旧7条…繰下〔平成29年条例33号〕)

(利用料金の不返還)

第10条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(本条…一部改正〔平成10年条例20号・17年97号〕、見出・本条…一部改正・旧8条…繰下〔平成29年条例33号〕)

(目的外利用等の禁止)

第11条 利用者は、センターを許可に係る利用目的以外に利用し、又はその利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(本条…一部改正〔平成17年条例97号〕、見出・本条…一部改正・旧9条…繰下〔平成29年条例33号〕)

(設備等の制限)

第12条 利用者は、センターに特別な設備等を設けようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(本条…一部改正・旧10条…繰下〔平成29年条例33号〕)

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、センターの利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(本条…一部改正・旧11条…繰下〔平成29年条例33号〕)

(損害賠償)

第14条 センターの施設、設備、器具等をき損し、又は滅失した者は、市長の認定した損害額を賠償しなければならない。

2 第9条の規定に基づく利用の許可の取消し等によって利用者が被った損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(1項…一部改正〔平成16年条例159号〕、1・2項…一部改正〔平成17年条例97号〕、2項…一部改正・旧12条…繰下〔平成29年条例33号〕)

(行為の制限等)

第15条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 施設、設備、器具等をき損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがある行為
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為

(4) 許可を受けないで行う印刷物、ポスター等の掲示又は配布及び営利を目的とした行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対し、行為の中止又はセンターからの退去を命ずることができる。

(本条…全部改正〔平成17年条例97号〕、2項…一部改正・旧13条…繰下〔平成29年条例33号〕)

(職員の立入り)

第16条 利用者は、センターを管理する職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(本条…追加〔平成10年条例20号〕、一部改正〔平成17年条例97号〕、一部改正・旧14条…繰下〔平成29年条例33号〕)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(旧15条…繰下〔平成10年条例20号〕、旧16条…繰下〔平成12年条例7号〕、旧17条…繰下〔平成17年条例97号〕、旧21条…繰上〔平成29年条例33号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月29日条例第18号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月30日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成7年3月29日条例第2号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日条例第24号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月26日条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 この条例（前項各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成9年4月1日（以下「適用日」という。）以後に納付すべきものについて適用し、適用日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。

3 改正後の条例の施行の際現になされている使用又は利用の許可に係る使用料及び適用日の前日までの使用又は利用により適用日以後に納付すべき義務が生じる使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月24日条例第20号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年6月1日から施行する。

（1）～（41） （略）

（42） 第54条中鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例第16条を第17条とし、第15条の次に1条を加える改正規定

（43）～（46） （略）

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の条例に基づく規則又は規

程の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この条例の規定による改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成12年3月28日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に施設の使用又は利用の申込みをした者について適用し、同日前までに施設の使用又は利用の申込みをした者については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月26日条例第6号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現になされている使用又は利用の許可に係る使用料又は利用料及び施行日の前日までの使用又は利用により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料又は利用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年9月30日条例第159号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にB&G財団佐治海洋センター

の管理及び運営に関する条例（昭和58年佐治村条例第9号）、気高町B&G海洋センターの管理及び運営に関する条例（昭和60年気高町条例第7号）又は鹿野町B&G海洋センターの管理及び運営に関する条例（昭和61年鹿野町条例第9号）（以下これらを「編入前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則（平成17年3月29日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現になされている使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年9月30日条例第97号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の鳥取市海洋センターの設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月27日条例第18号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月26日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までの使用、利用又は入館により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料、利用料金又は観覧料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月20日条例第52号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（第20条、第32条、第34条、第35条、第51条及び第52条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例（以下「改正後のそれぞれの条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後のそれぞれの条例（第7条から第9条まで、第11条及び第29条の規定によるものを除く。）の施行の際現になされている使用、利用又は占用の許可等に係る使用料、利用料金若しくは占用料等及び施行日の前日までの使用、利用又は占有等により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料、利用料金若しくは占用料等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月27日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月25日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成31年3月25日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（第34条から第37条まで、第53条及び第54条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例（以下「改正後のそれぞれの条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後のそれぞれの条例（第8条、第9条、第11条及び第29条の規定によるものを除く。）の施行の際現になされている使用、利用又は占用の許可等に係る使用料、利用料金若しくは占用料等及び施行日の前日までの使用、利用又は占有等により施行日以後に納付すべき義務が生じる使用料、利用料金若しくは占用料等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月28日条例第42号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

（2） （略）

（経過措置）

2 この条例（第1条中別表第1項の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた使用又は利用の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前までになされた使用又は利用の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

別表第1（第7条関係）

（本表…全部改正〔平成24年条例32号〕、一部改正〔平成25年条例52号・29年25号・29年33号・31年3号・令和4年42号〕）

1 鳥取市B&G海洋センター体育館等利用料金

(1) 専用利用

区分			時間	午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
体育館	競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
			小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
			障害者等	無料	無料
	半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円	
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円	
		障害者等	無料	無料	
	ミーティングルーム			1時間につき200円	1時間につき400円
武道館	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円	
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円	
		障害者等	無料	無料	
	半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円	

	小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
	障害者等	無料	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 体育館競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 体育館競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては550円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。
- 4 武道館の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては270円、半面利用の場合にあつては130円で計算して得た額とする。
- 5 体育館ミーティングルームの冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 9 この表に定めのない時間に利用する場合の利用料金の額は、午前9時以前に繰り上げて利用する場合は午前9時～午後5時の利用料金と同額とし、午後10時以降に延長して利用する場合は午後5時～午後10時の利用料金と同額とする。

(2) 個人利用

区分		利用料金
体育館（競技場）	一般	1回につき50円
	小学生、中学生、高齢者	1回につき20円
	障害者等	無料
武道館	一般	1回につき50円
	小学生、中学生、高齢者	1回につき20円
	障害者等	無料
プール	一般	1回につき200円
		回数券（11回分）2,000円
	小学生	1回につき50円
		回数券（11回分）500円
	中学生、高齢者	1回につき100円
		回数券（11回分）1,000円
	障害者等、小学校就学前の者	
備考		
<p>1 「1回」とは、体育館（競技場）及び武道館にあつては入場してから退場するまでの間の利用とし、プールにあつては4時間以内の利用とする。</p> <p>2 体育館（競技場）の照明設備の利用料金は、1時間につき270円で計算して得た額とする。</p> <p>3 武道館の照明設備の利用料金は、1時間につき130円で計算して得た額とする。</p> <p>4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。</p> <p>5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指</p>		

定難病) 医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
7 日曜日、土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日をいう。以下同じ。)に小学生又は中学生(市民に限る。)が利用する場合は、無料とする。

2 鳥取市B&G海洋センター船類利用料金

区分	利用料金(1艇1時間につき)
カヌー	200円
カッター	500円
0・Pヨット	200円
12Fヨット	300円
備考 1時間未満は、1時間とする。	

別表第2(第7条関係)

(本表…全部改正〔平成24年条例32号〕、一部改正〔平成25年条例52号・29年25号・29年33号・31年3号〕)

1 鳥取市佐治町B&G海洋センター体育館等利用料金

区分			時間	
			午前9時～午後5時	午後5時～午後10時
競技場	全面	一般	1時間につき400円	1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者	1時間につき200円	1時間につき200円
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	1時間につき200円	1時間につき200円

	小学生、中学生、高齢者	1時間につき100円	1時間につき100円
	障害者等	無料	無料
ミーティングルーム		1時間につき200円	1時間につき400円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額とする。
- 3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあつては550円、半面利用の場合にあつては270円で計算して得た額とする。
- 4 ミーティングルームの冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 5 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
- 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で競技場を利用する場合は、無料とする。
- 9 この表に定めのない時間に利用する場合の利用料金の額は、午前9時以前に繰り上げて利用する場合は午前9時～午後5時の利用料金と同額とし、午後10時以降に延長して利用する場合は午後5時～午後10時の利用料金と同額とする。

2 鳥取市佐治町B&G海洋センタープール・鳥取市気高町B&G海洋センタープー

ル・鳥取市鹿野町B&G海洋センタープール利用料金

区分		利用料金
個人利用	一般	1回につき200円
		回数券(11回分) 2,000円
	小学生	1回につき50円
		回数券(11回分) 500円
	中学生、高齢者	1回につき100円
		回数券(11回分) 1,000円
障害者等、小学校就学前の者	無料	
備考		
<p>1 「1回」とは、4時間以内の利用とする。</p> <p>2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が利用する場合は、無料とする。</p>		